

いじめ防止基本方針

岡崎市立美合小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の生命、心身または財産に深刻な影響を及ぼす決して許すことのできない行為である。また、どの児童も被害者（加害者）になりうる行為であり、全ての児童に関わる問題である。いじめ防止対策推進法第二条にも「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義された。何気ない言動、行為も本人が苦痛を感じていればいじめであるとの共通認識がまず必要である。

学校は、児童が教職員や友人との確かな信頼関係を築き、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童は学校生活を送るなかで、さまざまな人と触れ合い、人としての接し方を学ぶ。さらに、互いを認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身に付ける。その活動を阻害するいじめが起きないように、日頃より児童との円滑な人間関係の構築に心掛け、些細ないじめの兆候も見逃さないように情報収集に努める。そして、いじめの兆候が確認された場合は、速やかに学校全体で組織的にいじめ防止対策を講じ、取組を進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、些細な兆候や懸念、相談旬間でのアンケート、児童からの訴えに対して、組織として対応する。

○「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート（無記名…保護者）の実施
- ・相談旬間アンケートの実施（記名…児童）の実施
（オンラインゲームやネット上でのトラブルが把握できるように質問内容を設定する）
- ・相談旬間アンケートをもとにした個別面接の実施
- ・学校におけるいじめ防止対策の検証

イ 教職員への共通理解と啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。
- ・相談旬間でのアンケートや個別相談、保健指導等による情報をもとに内容分析を行い、対策の検討を速やかに行う。その後、効果的・持続的ないじめ防止対策に努める。
- ・職員会議後に、長期欠席の状況とともに、各学級のいじめに対する状況を聞き取り、該当するような事案に対して全職員で検討し周知を図る。

ウ 児童、保護者、地域への情報発信と意識啓発

- ・学校だより、ホームページ、学校情報メール、学年通信を通して、いじめ防止基本方針及び学校としてのいじめ防止の取組状況や、学校評価結果等を発信する。
- ・道徳の授業を通して、児童のいじめ防止への意識を高める。
- ・12月上旬の「人権週間」において、「人権を理解する作品コンクール」への参加や代表委員会主催による「人権集会」等を通して、児童の人権への理解や意識を高める。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめが認められた場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報を教職員が察知した場合は、正確な情報の把握に努めるとともに、校長および担当職員に知らせ、問題解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案の対応については、スクールカウンセラーを含めた適切なメンバー構成を検討し、

迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・問題が解消したと判断した後も、水面下でいじめが続くことがないように、児童の様子を全職員で見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いを認め、ともに成長していく思いやりのある学校・学級づくりに努める。
- イ 道徳教育・人権教育の充実を図り、児童が自分事として考えることで、いじめをなくしたいという気持ちを高める。また、命の大切さ・相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 児童の努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ OKリンクの教材を使用した授業の充実や、講師招聘による講演会の実施等、情報モラル教育の推進に努め、スマートフォンやタブレットの正しい利用方法とマナーについての理解を深めさせるとともに、保護者への啓発活動や注意喚起を実施する。
- オ 教師が一人一人の子供の話をよく聴き、よく見て、積極的に認める言葉掛けをしていく。

(2) 早期発見の取組

- ア 相談旬間を定期的（学期2回）に実施し、児童の出す小さなサインも見逃さないように努める。→事態が深刻化する前に、初期対応を十分に行う。
- イ 児童との血の通った人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて家庭とも相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめについて相談できる外部機関を紹介することで、児童が一人で悩むことなく相談できる環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見やその疑いを感じたり相談を受けたりしたら、すぐに「いじめ・長期欠席対策委員会」を組織し、その会を中心に対応する。
- イ 被害児童を、いじめから守り通す（命を必ず守る、自死を防ぐ）という強い姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。（加害児童保護者には、その旨を事前に報告する）
- エ 教職員の共通理解と保護者の協力を図る。場合に応じて、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、教育相談センター等の関係機関との連携にも努める。
- オ いじめの原因を究明するとともに、いじめ傍観者の集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりに取り組む。
- カ インターネット上や、オンラインゲーム上でのいじめや中傷への対応については、必要に応じて警察署や法務局などの公的機関と連携して取り組む。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会にその内容を報告するとともに、対応を開始する。
- (2) 事実に関する調査を実施する場合は、速やかに「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催して検討、調査、検証する。（事態の内容によっては、適切な専門家を加えることもある）
- (3) (2) の調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 令和8年度取組

(1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ①からかいやふざけといった、加害者にとっては遊び感覚の行為が、当事者や周囲の児童にと

っては、心理的に苦しい状態となっていたことがあった。

②学級集団適応心理検査の結果を踏まえた、全校体制による児童支援をさらに進めていく必要があった。

(2) 課題を解消するための今年度の取組

子供が、いじめを受けている事実やいじめによる辛く苦しい心境を素直に打ち明けられるよう、担任をはじめとする教職員との信頼関係を構築することが大切である。また、全教員が同じ知識や意識でいじめ事案へ対応する必要がある。そこで以下のような取組を進めていく。

【具体的な取組】

- ・命の大切さ、自死、いじめなど、子供を取り巻く問題について考える時間を設定する。
- ・子供と一緒に遊んだり会話をしたりするなど、日頃から積極的に子供と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・子供の努力や輝く姿を見取り、積極的に認める言葉掛けをしていく。
- ・教師一人一人ができるだけ多くの子供に声を掛ける。特に困り感のある子供には積極的に声を掛け、現状を把握しながら困り感に応える。
- ・相談旬間アンケートの実施後、担任は学級の子供全員と面談を行う。相談旬間アンケートへの記述内容に対する聞き取りを丁寧に行い、子供の声に耳を傾ける。
- ・いじめ事案への対応、問題行動を生まない教師の支援の仕方についての研修会を開く。
- ・職員会後に、いじめ・長期欠席の報告および検討会を開き、各学級の情報を共有するとともに、指導、助言などをどの教師も同じ歩調でできるようにする。
- ・学級集団適応心理検査に関する研修会を行い、全職員で全校児童を見守る体制を構築する。
- ・担任がいじめ事案への対応をした際に、その日の内に生徒指導主任、役職に報告をし、連携して行う。
- ・自治的能力を高めるため、「いじめ防止集会」を開いたり、「いじめ標語」をつくったりするなど、子供が考える活動を実行に移す。

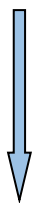
6 学校の取組に対する検証と見直し

- (1) いじめ防止の取組については、PDCAサイクル（Plan → Do → Check → Action）で見直す。
- (2) 定期的にいじめ防止に向けての取組の見直しを行うことで、実効性のある取組になるように努める。
- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者へのアンケートを実施し、「いじめ・長期欠席対策委員会」でいじめへの取組の検証を行う。

7 その他

- (1) 書籍や事例検討を基にしたいじめ防止に関する校内研修を年2回、計画・実施する。
- (2) 長期休業前には、いじめが発生しないように命の大切さ、相手を思いやる心の大切さについての指導を行う。また、児童に配付する「長期休業中（夏休み 等）のくらし」に「キッズ岡崎こころの電話相談」「24時間子どもSOSダイヤル」について記載する。

<いじめ防止に係る年間計画>

	「いじめ対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P  ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き、学年開き ○保健教育(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○学校運営協議会 ○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○いじめ防止に関するHPの更新

5月	D ↓	○現職研修①	○運動会	○WEBQUの実施→ 検証 ○「生活（いじめ）アン ケート」 ○担任との個人面談	
6月		○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解 消へ向けての取組	○情報モラル指導(ネ ットモラル) ○観劇会	○「生活（いじめ）アン ケート」 ○担任との個人面談	○授業公開・情報モ ラル集会・部活動 参観
7月		○全教職員による 「取組評価アンケ ート」の実施→検証 ○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解 消へ向けての取組			○個別懇談会
8月	P ↓	○中間評価→検証			
9月	D ↓			○身体測定	
10月	↓	○現職研修②	○学芸会 ○学校保健委員会	○「生活（いじめ）アン ケート」 ○担任との個人面談	○授業参観 ○学校運営協議会
11月	C ↓	○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解 消へ向けての取組	○マラソン大会	○WEBQUの実施→ 検証 ○「生活（いじめ）アン ケート」 ○担任との個人面談	
12月	A ↓	○全教職員による「取 組評価アンケート」 の実施→検証 ○情報共有・対応協議 →いじめ事案の解 消へ向けての取組	○人権週間（講話・道 徳授業）		○個別懇談会 ○保護者への学校 評価アンケート
1月	P ↓		○保健指導（命の大切 さ）	○身体測定 ○「生活（いじめ）アン ケート」 ○担任との個人面談	
2月		○自己評価	○感謝の会		○学校運営協議会 での「自己評価」
3月		○学校関係者評価の 結果を検証し、「基 本方針」の見直し	○卒業を祝う会	○「生活（いじめ）アン ケート」 ○担任との個人面談	
通年		○校内のいじめに関 する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における講話 ○道徳教育、体験活動 の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○職員会議後の情報交 換	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。